

期日	班	資料番号
11/24	3	5

平成30年度 香取市市民事業仕分け

事業名	国民健康保険制度の普及啓発事業
担当部課	生活経済部市民課

香 取 市

事業シート（概要説明書）																																			
予算事業名		保健衛生普及費（国民健康保険事業特別会計）			事業開始年度	平成18年度以前																													
事業実績	活動実績	【活動指標名】（実績値）		単位	H29年度	H28年度	H27年度																												
		ジェネリック医薬品差額通知年間通知発送		年	7,647通 (4回)	6,916通 (4回)	3,415通 (2回)																												
		医療費通知発送		年	46,344通 (4回)	48,522通 (4回)	49,686通 (4回)																												
	単位当たりコスト	総事業費	/	被保険者数	円	234	204	216																											
事業成果	成果目標 (指標設定理由等)	資格取得や被保険者証の年度更新時にパンフットを配布し、国保制度、資格の適正や納税の重要性の周知し理解と浸透を図る。 市内催事会場での啓発活動、ジェネリック医薬品差額通知や医療費通知の発送により医療費の抑制に努める。																																	
	成果 (目標達成状況)	【成果指標名】（実績値）		単位	H29年度	H28年度	H27年度																												
		ジェネリック医薬品利用数量シェア		%	62.2	57.7	52.9																												
		ジェネリック医薬品利用金額シェア		%	44.5	40.9	36.7																												
				/	/	/																													
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	<p>ジェネリック医薬品利用数量シェアはこれまでの活動により年々上昇しているが、国が目標としている80%に達成していない。被保険者の方々には健康増進の講演会や教室など多くの場所での啓発を行い、医師会・歯科医師会や薬剤師会へ協力依頼し、引き続き連携を密にしていきたい。</p> <p>医療費通知は、ご自身の健康や医療費に対する理解を深め、健康状態の管理を実践されることで医療費の抑制に繋げていく。また、診療日数の誤りなど市では確認できない部分について、適正に請求されているか確認していただくことも目的としている。</p>																																		
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	<p>近隣市町の状況（H28年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>医療費通知</th> <th>ジェネリック医薬品差額通知</th> <th>1人当たりの医療費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>香取市</td> <td>年4回</td> <td>年4回</td> <td>341,652円</td> </tr> <tr> <td>神崎町</td> <td>年4回</td> <td>年4回</td> <td>329,716円</td> </tr> <tr> <td>多古町</td> <td>年4回</td> <td>年4回</td> <td>304,742円</td> </tr> <tr> <td>東庄町</td> <td>年4回</td> <td>年3回</td> <td>312,451円</td> </tr> <tr> <td>旭市</td> <td>年4回</td> <td>年1回</td> <td>283,821円</td> </tr> <tr> <td>銚子市</td> <td>年4回</td> <td>年1回</td> <td>330,000円</td> </tr> </tbody> </table>								医療費通知	ジェネリック医薬品差額通知	1人当たりの医療費	香取市	年4回	年4回	341,652円	神崎町	年4回	年4回	329,716円	多古町	年4回	年4回	304,742円	東庄町	年4回	年3回	312,451円	旭市	年4回	年1回	283,821円	銚子市	年4回	年1回	330,000円
	医療費通知	ジェネリック医薬品差額通知	1人当たりの医療費																																
香取市	年4回	年4回	341,652円																																
神崎町	年4回	年4回	329,716円																																
多古町	年4回	年4回	304,742円																																
東庄町	年4回	年3回	312,451円																																
旭市	年4回	年1回	283,821円																																
銚子市	年4回	年1回	330,000円																																
特記事項	人口		H29. 4. 1現在	H28. 4. 1現在	H27. 4. 1現在																														
	被保険者数		78,585人	79,647人	80,647人																														
			23,883人	25,809人	27,117人																														
	1人当たり医療費		H28年度	H27年度	H26年度																														
			341,652円	333,614円	302,692円																														

佐原郵便局
料金後納
郵便

2 8 7 0 0 4 4

ジェネリック医薬品に関するお知らせ

千葉県香取市
00120444-4300731

親展

〒287-8501

千葉県香取市佐原2127

香取市役所
生活経済部 市民課国民健康保険班

0478-50-1228

A000630-8AN00044777#

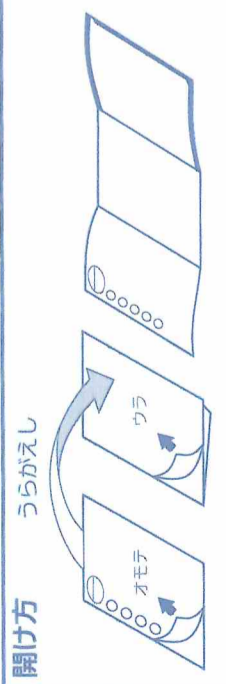
矢印方向にゆっくりに開いてください。
なお、水に濡れている時はよく乾かしてからお剥がし下さい。

見本

お薬のご負担軽減についてのご案内

この通知は、医療機関・調剤薬局から処方されたお薬を、ジェネリック医薬品に変更した場合、どのくらいお薬代が軽減されるかを試算した結果のご案内です。

ジェネリック医薬品を上手にご利用していただくことにより、みなさまのお薬代の軽減と共に、医療保険財政の改善につながります。



この部分から矢印方向にゆっくりに開いて中をご覧下さい。
ウラ面にもご案内があります。同様に左下よりはがしてご覧下さい。

平成30年05月に支払われた下記薬剤の自己負担相当額に因りまして、同一成分のジェネリック医薬品に切り替えられた場合、少なくとも 238 円以上安くなる可能性があります。
ジェネリック医薬品とは、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に同一成分（同一効能・効果）を持つ安価な後発医薬品のことです。

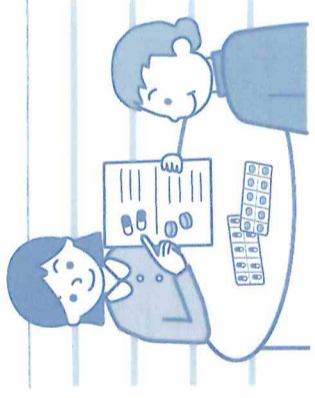
処方実績	自己負担相当額	ジェネリック医薬品に切り替えた場合に削減できる自己負担額
アーチスト錠 10mg	397	238

見本

見本

- ※1 自己負担相当額はお薬にかかわった金額を表示しており、実際の支払いには調剤料等別費用が含まれます。ジェネリック医薬品切り替えられた場合の自己負担軽減額を、ご紹介いたします。ジェネリック医薬品は複数存在しますので、金額にも幅があるため目安としてください。
 - ※2 院内処方から院外処方になると、処方せん料等が加算されるため、実際の支払額が高くなる場合があります。
 - ※3 表示されている医薬品は、ジェネリック医薬品が存在し、且つ対象疾患や削減効果などで絞り込みを行っておりますので、服用中の全医薬品が表示されるものではありません。
 - ※4 ジェネリック医薬品への切り替えをご希望の場合は、かかりつけの医師又は薬剤師にご相談ください。
 - ※5 お問い合わせ専用窓口を設けております。ご質問やご不明な点がございましたら、下記にお問い合わせください。
- ◆「ジェネリック医薬品差額通知コールセンター」フリーダイヤル 0120-53-0006（通話無料）
受付時間 9:00~17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは？
ジェネリック医薬品は、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後にその有効成分を使用して作られる安価なお薬の事です。
研究開発のコストを抑えることができるため、薬の価格は先発医薬品と比較し、2割から7割（平均して半額）に設定されています。



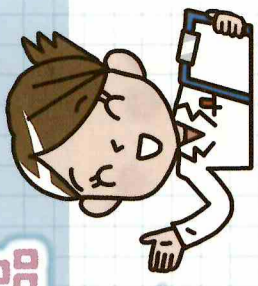
ジェネリック医薬品の安全性や効き目は？
厚生労働省が厳しく審査を行い、効き目や安全性、品質など先発医薬品と同等であると確認されたものだけが販売を承認されています。
ジェネリック医薬品は先発医薬品と同等の品質が確保されており、効き目や安全性については、十分に検証されているものだけが対象となっております。

ジェネリック医薬品を処方してもらうには？
まずは、かかりつけの医師や薬局の薬剤師に相談してください。ただし、すべての先発医薬品に対してジェネリック医薬品が製造販売されているわけではありません。
また、体質などによりジェネリック医薬品に切り替えられないこともあります。

- ジェネリック医薬品についてのご注意
1. 自己負担相当額はお薬にかかった金額のみです。
実際の支払額には、調剤料等が含まれていることがあります。
 2. ジェネリック医薬品は、1つの先発医薬品に対して複数存在する場合があります。価格も違いため実際の軽減額に幅がありますので目安としてください。
 3. 病院でお薬を受け取る院内処方から、薬局でお薬を受け取る院外処方になると、処方せん料等が加算されるため、実際の支払額が高くなる場合があります。
この通知はジェネリック医薬品に切り替えるとお薬代が安くなる可能性があることをお伝えするもので、切り替えを強制するものではありません。

いつも飲んでる薬、ジェネリック医薬品にしたい！

ジェネリック医薬品希望シールは、ジェネリック医薬品希望カードよりも気軽に手軽に変更の意思を伝えることができます。



シールの使い方

このシールをはがして、保険証やお薬手帳の余白部分に貼り付けてください。それだけでジェネリック医薬品（後発医薬品）への変更の意思を伝えられます。

お薬手帳用

お医者さん・薬剤師さんへ
ジェネリック医薬品を希望します
ジェネリック医薬品を希望します
ジェネリック医薬品を希望します
ジェネリック医薬品を希望します
ジェネリック医薬品を希望します
ジェネリック医薬品を希望します

保険証用

お医者さん・薬剤師さんへ
ジェネリック医薬品を希望します
ジェネリック医薬品を希望します
ジェネリック医薬品を希望します
ジェネリック医薬品を希望します
ジェネリック医薬品を希望します
ジェネリック医薬品を希望します

※受診券にも貼ることができます。

国民健康保険 有効期限 平成30年01月01日
交付年月日 平成30年01月01日
番号 000000
性別 ○
氏名 ○○○○
生年月日 ○○○○年○月○日
資格取得年月日 ○○○○年○月○日
世帯主氏名 ○○○○
住所 ○○○○市○○○区○○○
保険者番号 ○○○○-○○○-○○○
保険者名 ○○○○

ジェネリック医薬品を希望します

お薬手帳

※印字された文字に漏らぬようにご注意ください。

香取市国民健康保険

佐原郵便局
料金別納郵便

287-004
千葉県香取市

見本様
香 (1) 1

親展

平成30年 6月
千葉県香取市佐原 2127番地
香取市役所
生活経済部市民課
国民健康保険班

5A3-0000086#

矢印方向にゆっくりに開いてください。
なお、水に濡れている時はよく乾かしてから開いてください。

参考までに平成29年11月から平成29年12月までの国民健康保険により受診された医療費の額をお知らせします。

診療年月	受診者氏名	診療を受けた医療機関等	診療区分日(回数)	総医療費の額(円)	窓口負担額(円)
2911	国保小見川総合病院	内科	1	1920	384
2911	クラブト株式会社 さくら薬局 小見川店	薬剤	1	2400	480
合計				4320	864

見本

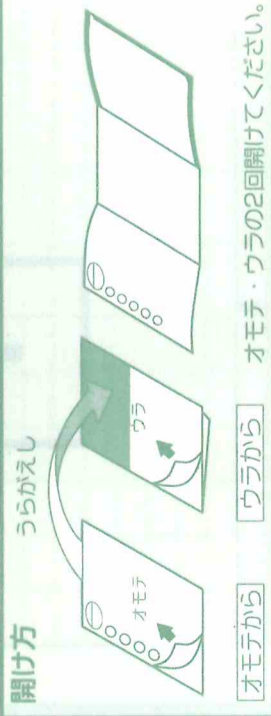
見本

(TEL 0478-50-1228 内線2473)へお知らせください。

※この通知内容にお気づきの点、不明点等がありましたら、国民健康保険班
※医療費控除の申告に関する場合は、税務署にお問い合わせください。

「医療費通知を活用した
医療費控除の申告簡素化」に係る留意点

1. 本医療費通知は、医療費控除の申告手続で医療費の明細書として使用することができます。なお、医療費控除の対象となる支出で、本医療費通知に記載されていないものがある場合には、別途領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付していただく必要があります。(この場合、医療費領収書は確定申告期限から5年間保存する必要があります。)
2. 「窓口負担額」には、自己負担相当額が記載されています。なお、「窓口負担額」と実際にご自身が負担された額が異なる場合(公費負担医療や地方公共団体が実施する医療費助成、療養費、出産育児一時金、高額療養費がある場合など)があります。こうした場合には、「窓口負担額」に記載の額から公費負担医療の額を差し引く等、ご自身で額を訂正して申告いただく必要があります。
3. 医療費控除の申告に関する場合は、税務署にお問い合わせください。



この部分から矢印方向にゆっくりに開いて中をご覧ください。
ウラ面にもご案内があります。同様に左下より開いてご覧ください。

「医療費通知のよみかた」

この通知は被保険者のかたに、医療機関でかかった医療費の額をお知らせすることにより、被保険者の健康に対する認識を深め、医療保険の健全な運営を図ることを目的にお送りしています。

1. この通知は医療機関等からの請求書(診療報酬明細書)に基づき、総医療費の額を記載してあります。
医療機関等からの請求書が遅れている場合は同じ月に受診しても支払は別の時期になることがあります。
2. 「日割」の中には、入院・通院の日数の他に、電話等により治療上の意見を求めたもの等も含まれています。
3. 「総医療費の額」には、次のような保険外費用は含まれていません。
(1)薬の容器代 (2)往診時の車代 (3)健康診断料
(4)診察書料 (5)入院時室料差額 (6)産科保険外診療等
4. 「総医療費の額」のうち、7割(高齢受給者一般・低所得者・未就学児は8割)に相当する額が国民健康保険から医療機関等へ支払われています。残りの3割(又は2割か1割)に相当する額は、皆様か、医療機関等の窓口で負担された額となります。
5. 「窓口負担額」は円単位で計算していますが、医療機関等の窓口での自己負担額は、10円未満は四捨五入のため相違することがあります。
6. 医療機関等の名称は、県内のみ表示してあります。県外の医療機関等は、都道府県名が表示されます。
また、診療時と現在で医療機関名称が変更となっている場合は、現在の医療機関名が表示されます。

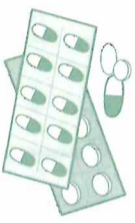
還付金詐欺にご注意ください!

行政職員(組合職員)をかたる
不審な電話にご注意ください!
A T M操作で還付金が戻ることはありません。

ジェネリック医薬品(後発医薬品)
を活用しましょう!

ジェネリック医薬品(後発医薬品)を活用しましょう。
ジェネリック医薬品は、先発医薬品(新薬)の特許が切れた後にその有効成分を使用して作られる安価なお薬のことです。

研究開発のコストを抑えること
ができるため、薬の価格は先発
医薬品と比較し、2割から7割
(平均して半額)に設定されて
います。
利用について、お医者さんや薬
剤師さんに相談しましょう。



お医者さんの上手なかかり方

かかりつけのお医者さんをもち、気に
なることがあったら相談しましょう。
時間内受診をこころがけましょう。
具合が悪いときは、早めにお医者さんへ。
休日・夜間の受診は窓口負担が高くなります。



薬が残っているときは、お医者さん
や薬剤師さんに相談しましょう。
年に一度は健康診査を受けて、病気の
予防や早期発見に努めましょう。



同じ病気で複数の医療機関を受診することは、なるべく控
えましょう。体に悪影響を与えてしまう心配があります。

